

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国際農林水産業研究センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
法律顧問契約	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年4月1日	弁護士法人畑中鐵丸法律事務所 (東京都千代田区丸の内1-8-1)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,260,000	-	0人	国内外における多様な問題を専門的に解決するためのものであり、過年度からの継続法律相談があり、他の業者には任せられないため選定した。	19	
コムギ育種系統における耐乾性の圃場評価	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年4月1日	国際乾燥地農業研究センター(シリア国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	2,400,000	-	0人	コムギの収量性の評価が出来る専門の研究者を有し、また、これらの作業を実施できる圃場等の施設及びスタッフを整備していることが必要である。さらに、環境ストレス地域にあることも必要である。国際乾燥地農業研究センター(ICARDA)は、乾燥地帯の多いシリアに所在し、専門のスタッフ、圃場等の施設を整備された研究機関であり、国際農業研究協議グループ(CG)機関の一つとして、これまで世界の乾燥地向けコムギ品種育成を担っており、前述の全ての条件を満たす機関であるため選定した。	19	
植林CDMを活用した低炭素型社会の構築手法の開発	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年4月28日	個人(パラグアイ国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	8,115,000	-	0人	①南米スペイン語圏諸国の国情に通じ、各国の研究者等との交流実績があり、パラグアイ国以外の複数の南米諸国での農業農村開発調査の実績を有していること。②日本語及びスペイン語が堪能で、パラグアイ以外の南米諸国で農業農村開発調査の実績を有すること。③当センターが意図するプロジェクトの方向性を正確に伝え、適切な業務調整を行えることが必要不可欠である。これら全ての条件を満たしている個人を選定した。	19	
フィリピンにおける環境保全型農業生産技術の開発	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年5月2日	フィリピン土壌・水管理局(フィリピン国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	2,500,000	-	0人	当該機関は、フィリピン国内の水、土壌資源に関する多くの知見を有している。また、地方行政機関、農家組織とのつながりも深く、調査対象地域の土壌、作物に関する十分な調査経験を有する研究スタッフを擁していることから選定した。	19	
ブラキアリアにおける生物的硝化抑制作用が後作の一年生作物に及ぼす残留効果の定量化	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年5月2日	国際熱帯農業センター(コロンビア国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	2,000,000	-	0人	当該機関は、ブラキアリアにおける生物的硝化抑制作用に関する豊富な研究実績を有している。また、研究スタッフ及び研究設備も充実しており、圃場試験及びサンプル調製や測定において多くのノウハウを蓄積していることから選定した。	19	
発酵阻害要因の解明と酵母の育種	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年5月2日	カセサート大学農業・農業工学改良研究所(タイ国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,001,000	-	0人	当該機関は、酵母に関する専門的な知識を持つ研究者を擁している。また、研究設備も整備され、耐熱酵母の分離などで優秀な成果を上げている。さらに、常時大量に必要なとする研究材料のキャッサバ残渣を容易に入手が可能なことから選定した。	19	
西アフリカにおける持続的土壌管理のための保全農業作付け体系の開発	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年5月18日	ガーナ土壌研究所(ガーナ国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,978,936	-	0人	当該機関は、ガーナ全国を土壌調査しており、全国の農業環境に関する知見を集積している。また、各地に支所と実験圃場を有し、栽培試験を実施することが可能であるとともに、国連食糧農業機関(FAO)の委託を受け、ガーナにおいて保全農業に関する実証調査を実施した実績を有することから選定した。	19	

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国際農林水産業研究センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ソルガム遺伝解析集団の種子増殖	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年5月30日	国際半乾燥熱帯作物研究所(インド国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,292,400	-	0人	当該機関は、国際農業研究協議グループ(CGIAR)から委任され、ソルガムに関する研究を実施する唯一の機関であるとともに、ソルガム遺伝解析情報と遺伝資源を豊富に蓄積している世界で唯一の機関であるため選定した。	19	
セルロース系バイオマスの効率的分解能及びバイオ燃料生産能を有する好熱性微生物の開発	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年6月1日	キングモンクット工科大学トンプリ校(タイ国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	2,073,000	-	0人	熱帯の微生物の保管は難しく、また、微生物資の持ち出しも厳しく、日本に持ち込んで研究できる微生物は限られるためタイ国内で実施する。当該機関は本委託研究実施に必要な研究者、機器、施設及び技術スタッフが整備されており、研究の継続性、拡大性の観点から他機関への委託は非効率であるため選定した。	19	
オイルパーム伐採木からのバイオプラスチック生産技術の開発	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年6月1日	マレーシア理科大学生物学部(マレーシア国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,500,000	-	0人	当該機関は、微生物発酵について専門的な知識を持つ研究者を擁している。また、研究環境も整備され、研究材料のオイルパーム廃棄木も容易に入手が可能なおことから選定した。	19	
オイルパームトランク貯蔵中の糖蓄積メカニズムの解明	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年6月1日	マレーシア理科大学産業技術学部(マレーシア国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	1,988,000	-	0人	当該機関は、品種が明らかなオイルパーム廃棄木に関する豊富な情報を有するとともに、貯蔵期間中の廃棄木を適切に保存する技術も持ち合わせている。また、廃棄木を保存するスペースを備えており、分析に必要な機器も整備されていることから選定した。	19	
西アフリカにおけるヤムの遺伝的多様性の解析および育種への分子生物学的手法の利用	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成23年6月1日	国際熱帯農業研究所(ナイジェリア国)	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	6,408,490	-	0人	アフリカにおいて重要な食料であるヤムの品種改良のため、本研究課題を実施する。当該機関は、国際農業研究協議グループ(CG)機関の研究所であり、アフリカにおける畑作物の品種改良に関する研究者、研究スタッフ、交配技術者を有し、組織培養ができる施設、選抜システムを育成する圃場を整備している。また、これまで数多くのアフリカ向け畑作物品種を開発してきた実績を持つことから当該機関を選定した。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」